

平成28年10月より開始します

「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」

「総合事業」とは、これまで介護保険の要支援1、2の方が利用していた介護予防サービスのうち、「訪問介護（ホームヘルプ）」と「通所介護（デイサービス）」を総合事業として、サービスの種類を増やして支援を拡充し、生活支援サービスが行えるようになりました。このことは、要支援認定者の生活機能の低下に個人差があり、必要な支援も違ってくるため、各自の状況に見合った「介護予防・生活支援サービス」が行えるように開始するものです。

その他に、65歳以上のすべての高齢者の方にも利用していただき、要介護状態にならないよう自らが介護予防活動を行う「一般介護予防事業」を併せて進めることで、いつまでも在宅で自立した生活を送ることが出来ます。

■新制度への移行について

平成28年10月1日以降に新たに要介護・支援認定を申請する方等で介護予防・生活支援サービスの対象者は、総合事業が適用となります
現在、要支援認定の方は、有効期間が平成28年10月1日以後の更新に合わせて順次総合事業の適用となります。
※料金体系や事業所等が変更になる可能性はありますが、希望により、現在と同じサービスの利用も可能です。

■介護予防・生活支援サービス

生活支援に対して、一人ひとりの生活支援や要望に応じたサービスを提供します。
◆対象 65歳以上で次のどちらかに該当する方

- ① 要介護認定で「要支援1、2」と認定された方
- ② 基本チェックリストで生活機能の低下がみられ事業対象者と判定された方

■基本チェックリストとは

全国共通の25項目の簡単な質問票により生活機能をチェックします。

■サービスの内容

下表をご覧ください。

■一般介護予防事業

65歳以上のすべての高齢者の方が、各地区や糠塚園、野岸の丘総合福祉センター等で開催している各種健康教室への参加により、介護予防に繋げる事業です。

※総合事業を含め、高齢者の皆さんの相談窓口である「地域包括支援センター」をご利用ください。

・地域包括支援センター（社会福祉協議会内）
☎ 26・2250

■総合事業制度説明会を開催します

◆日時 9月25日(日)
午後1時30分～3時30分

◆内容

- ①講演会
・演題「総合事業って何？自宅で生き生きとした老後を送るために」
・講師 NPO法人佐久平総合リハビリセンター
代表 中村崇氏
- ②小諸市「介護予防・日常生活支援総合事業」制度説明
・場所 こもろプラザ「ステラホール」
・参加費 無料
※申し込みは不要です。



◆通所型サービス

| サービス種別 | サービス内容 | 自己負担額 (1割負担の場合) |
|-----------------------|------------------------------|---|
| 通所介護 (これまでと同じサービス) | 生活機能向上のための機能訓練 (入浴含む) | ・週1回程度 1,647円/月 ・週2回程度 3,377円/月 |
| 通所型サービスA | ミニデイサービス・運動・レクリエーション等(入浴がない) | 原則週1回 ・2～4時間280円/1回 ・4時間以上310円/1回 |

◆訪問型サービス

| サービス種別 | サービス内容 | 自己負担額 (1割負担の場合) |
|-----------------------|-------------------------|------------------------------------|
| 訪問介護 (これまでと同じサービス) | 訪問介護員(ヘルパー)による身体介護と生活援助 | ・週1回程度 1,168円/月 ・週2回程度 2,335円/月 |
| 訪問型サービスA | 訪問介護員による生活援助 | 原則週1回 ・30～60分 220円/1回 |